

平成 29 年 3 月 吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオートオークション仙台(株)
アライオートオークショングループ

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 早春の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、平成 29 年 4 月 1 日より下記の通り弊社会員規約につきまして改定をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できるよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

平成 29 年 4 月 1 日

内 容

規約改定

1. 第一章 総 則 第1条(目 的)の改訂
2. 第六章 手数料 「各会場手数料」より一部改定
3. 第六章 手数料 「その他の手数料」より一部改訂
4. 第七章 出 品 第 27 条(出品の申込み)より一部改定
5. 第七章 出 品 「車両搬出入管理要綱」より一部改定
6. 第九章 書 類 第 32 条(譲渡書類)より一部改定
7. 第十二章 契約の解除 第 45 条(重大な瑕疵と契約解除)より一部改定
8. 第十二章 契約の解除 第 46 条(通常 of 瑕疵と契約解除)より一部改定
9. 第十二章 契約の解除 第 50 条(解除)より一部改定
10. 第十一章の〔 I 〕 検査規定 第3条(出品車両規定) 1項の改訂
11. 第十一章の〔 I 〕 検査規定 第3条(出品車両規定) 7項以降の改訂
12. 第十一章の〔 II 〕 裁定(クレーム)規定 第3条(処理基準)より一部改定
13. 第十一章の〔 II 〕 裁定(クレーム)規定 第4条(違法車処理基準)3項の改定
14. 第十一章の〔 II 〕 裁定(クレーム)規定 第5条(非クレーム対象)12、18 項の改訂及び 19、20 項の新設

15. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規定 第7条(クレーム処理細則)軽自動車・小型自動車・普通自動車より、内装枠⑤の改訂
16. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規定 第7条(クレーム処理細則)軽自動車・小型自動車・普通自動車より、誤記入枠⑭の改訂
17. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規定 第7条(クレーム処理細則)トラック専用細則より、修復枠①、備考の改訂及び③、④の新設
18. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規定 第7条(クレーム処理細則)トラック専用細則(特殊・特装)細則事項の改定

1. <規約改定>第一章 総則 第1条(目的)より改定

<現在の内容>

当規約は、荒井商事株式会社及びアライオートオークション仙台株式会社が主催する中古自動車・中古自動車二輪車のオートオークションが公正に運営されることによって、第二章に定める会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として、本規定を以下のとおり定めるものとします。



<改訂後の規約>

当規約は、荒井商事株式会社及びアライオートオークション仙台株式会社が主催する中古自動車・中古自動車二輪車のオートオークションが公正に運営されることによって、第二章に定める会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として、本規定を以下のとおり定めるものとします(アライ建機オークションは別途規約)。

2. <規約改定>第六章(手数料)「各会場手数料」よりアライAA小山建機オークション手数料①、②を削除

<削除内容>

アライAA小山 建機オークション手数料①
建設機械

料金区分	出品料	成約料	落札料		
			ライブプレミアム会員	ライブレギュラー会員	
ミニミニ	8,000円	15,000円	12,000円	17,000円	20,000円
ミニ	12,000円	25,000円	15,000円	20,000円	23,000円
小型	15,000円	35,000円	20,000円	25,000円	28,000円
中型	25,000円	50,000円	25,000円	30,000円	33,000円
大型	40,000円	80,000円	30,000円	35,000円	38,000円
超大型	100,000円	100,000円	50,000円	55,000円	58,000円
超超大型	150,000円	150,000円	100,000円	105,000円	108,000円
当日出品					
記念AA					
商談手数料	上記同額		上記に5,000円プラス		
逆商談手数料	上記同額				

(注1)ライブプレミアム会員・ライブレギュラー会員で、アライAA未入会の場合は、出品できません。

(注2)ライブ落札手数料に関しては、記念AAのプラスはございません。

(注3)建設機械の詳細は別紙建機オークション機種別区分表を参照下さい。

アライAA小山 建機オークション手数料②

フォークリフト・建機系機械・小物

料金区分	出品料	成約料	落札料		
			ライブプレミアム会員	ライブレギュラー会員	
小物	5,000円	5,000円	5,000円	10,000円	13,000円
ミニミニ	8,000円	12,000円	10,000円	15,000円	18,000円
ミニ	12,000円	18,000円	15,000円	20,000円	23,000円
小型	15,000円	25,000円	20,000円	25,000円	28,000円
中型	20,000円	30,000円	25,000円	30,000円	33,000円
大型	30,000円	50,000円	30,000円	35,000円	38,000円
超大型	50,000円	50,000円	50,000円	55,000円	58,000円
当日出品					
記念AA					
商談手数料	上記同額		上記に5,000円プラス		
逆商談手数料	上記同額				

(注1)ライブプレミアム会員・ライブレギュラー会員で、アライAA未入会の場合は、出品できません。

(注2)ライブ落札手数料に関しては、記念AAのプラスはございません。

(注3)フォークリフト・建機系機械・小物の詳細は別紙建機オークション機種別区分表を参照下さい。

3. <規約改定> 第六章（手数料）「その他の手数料」よりアライAA小山建機オークション搬出ペナルティを削除

<削除内容>

- ・アライAA小山 建機オークション搬出遅延ペナルティ 出品料同額
建設機械

	ミニミニ	ミニ	小型	中型	大型	超大型	超超大型	備考
1週目	8,000円	12,000円	15,000円	25,000円	40,000円	100,000円	150,000円	1(遅延週数)×手数料
2週目	16,000円	24,000円	30,000円	50,000円	80,000円	200,000円	300,000円	2(遅延週数)×手数料
3週目	24,000円	36,000円	45,000円	75,000円	120,000円	300,000円	450,000円	3(遅延週数)×手数料

(注)建設機械の詳細は別紙建機オークション機種別区分表を参照下さい。

フォークリフト・建機系機械・小物

	小物	ミニミニ	ミニ	小型	中型	大型	超大型	備考
1週目	5,000円	8,000円	12,000円	15,000円	20,000円	30,000円	50,000円	1(遅延週数)×手数料
2週目	10,000円	16,000円	24,000円	30,000円	40,000円	60,000円	100,000円	2(遅延週数)×手数料
3週目	15,000円	24,000円	36,000円	45,000円	60,000円	90,000円	150,000円	3(遅延週数)×手数料

(注)フォークリフト・建機系機械・小物の詳細は別紙建機オークション機種別区分表を参照下さい。

4. <規約改定> 第七章（出品）第27条(出品の申込み)より1項の改定

<現在の1項>

- 1 出品の申込みは、所定の出品票に必要事項を明記のうえ、出品車に具備するものとします。その際、誤解を招くような紛らわしい記入、不正確もしくは不適切な記入、申告漏れがあった場合、アライAAの裁定によりペナルティを科すものとします。

↓

《改定後の1項》

- 1 出品の申込みは、所定の出品票に車両の車検証内容を確認し必要事項を明記のうえ、出品車に備えるものとし（トラック車両を出品する際の出品票「形状欄」には車検証に記載する形状ではなく、車両の上物形状を記載するものとし）。また、出品票を記入する際には、第十一章〔Ⅱ〕第7条に基づく軽自動車・普通自動車・商用自動車・バン及びトラック専用クレーム処理細則事項において、クレーム内容に該当するおそれがある事項を含め、車両の品質状況等についても出品票に申告するものとし。その際に、誤解を招くような紛らわしい記入、不正確もしくは不適切な記入、申告漏れがあった場合、アライAAの裁定によりペナルティやクレームの対象とする場合があります。
(出品票の記入については、アライAAホームページ内「出品票の書き方」を参照下さい。)

5. 《規約改定》 第七章（出品）「車両搬出入管理要綱」よりアライAA 小山建機オークションを削除

《削除内容》

■アライAA小山 建機オークション

曜日	搬入受付時間	搬出受付時間
日	禁止	9:00～17:00
月	9:00～17:00	9:00～17:00
火	当週オークションの締め 9:00～17:00	9:00まで
水	次週以降扱い 9:00～17:00	禁止
木	次週以降扱い 9:00～17:00	禁止
金	次週以降扱い 9:00～17:00	禁止
土	次週以降扱い 9:00～17:00	成約・流札車両ともに 該当車のセリ終了後から

※アライAA小山建機オークションでの当週開催分における出品搬入受付時間は火曜日の17:00迄とします。

6. 《規約改定》 第九章（書類）第32条（譲渡書類）より(15)、(16)、(17)項を改定

《現在の15項》

- (15) 建設機械・産業機械を出品し成約した出品者は、開催日を含む8日以内に、譲渡証明書（販売証明可）及びアライAAが定める出品者による盗品その他、犯罪性のないことを出品前に確認済みとする「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」を添え当該アライAAに提出しなければなりません。但し、日本建設機械工業会が発行する譲渡証明書を提出する場合または陸運支局管轄のナンバープレートを付けた車両（機械）を成約した場合に限り、この「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」の提出は不要と致します。またクレーン車両及び陸運支局管轄のナンバープレート付き車両（機械）の譲渡書類については、全国の陸運支局で登録が可能なものでなければなりません。



《改定後の 15 項》

- (15) 建設機械・産業機械を出品し成約した出品者は、オークション開催日を含む8日以内に、アライAAが定める「誓約書兼販売証明書」を当該アライAAに提出しなければなりません。但し、日本建設機械工業会が発行する譲渡証明書を提出する場合、または陸運支局管轄のナンバープレートを付けた機械(車両)を成約した場合に限り、提出は不要とします。またクレーン車両及び陸運支局管轄のナンバープレート付き機械(車両)の譲渡書類については、全国の陸運支局で登録が可能なものでなければなりません。

《現在の 16 項》

- (16) 出品者が、1項(15)に記載の各証明書及び「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」の提出期限を遅延する場合、または提出ができない場合には、第33条(譲渡書類の罰則)1項、2項、3項に記載の内容に準じ、処理を行うものとします。また、その際の代金決済に関しましては、第十章 車両代金等の決済 第40条(出品者に対する成約車両代金等の支払い)にもとづいて処理することとします。



《改定後の 16 項》

- (16) 出品者が、1項(15)に記載する「誓約書兼販売証明書」の提出期限を遅延する場合、または提出ができない場合は、第33条(譲渡書類の罰則)1項、2項、3項に記載の内容に準じ、処理を行うものとします。また、その際の代金決済については、第十章 車両代金等の決済 第40条(出品者に対する成約車両代金等の支払い)にもとづいて処理を行います。

《現在の 17 項》

- (17) 「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」は、アライAA指定のもので、原本を提出するものとし、FAX等のコピーは受付できません。

※「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」はアライAAが保管し、落札者には提出しません。



《改定後の 17 項》

- (17) 「誓約書兼販売証明書」は、アライAA指定のもので原本を提出するものとし、FAX等のコピーや記載内容に於ける訂正、誤字、空欄等がある場合は、受付致しません。

※「誓約書兼販売証明書」はアライAAが保管し、落札者には提出しません。

7. 《規約改定》 第十二章 (契約の解除) 第45条(重大な瑕疵と契約解除)より1項、3項を改定

《現在の 1 項》

- 1 落札車両について以下の各号の1つに該当する事由が存する場合には、落札者はそれぞれの項目に定められた日数内に限り売買契約を解除することができるものとします。尚、落札車両が、差押え車、盗難車、抵当権設定車(解除不能)、犯罪関与車などの所有権移転に法的問題のある車両であった場合、契約解除として、出品者に車両が返還されない場合でも車両代金、実費を支払うものとします。

尚、クレーム期限は無期限とします(ペナルティの対象となります)。



《改定後の1項》

- 1 落札車両について以下の各号の1つに該当する事由が存する場合には、落札者はそれぞれの項目に定められた日数内に該当する事由をアライAAに申告をするとともに、アライAAが落札者からの申告を認めた場合に限り売買契約を解除することができるものとします。尚、落札車両が、差押え車、盗難車、抵当権設定車(解除不能)、犯罪関与車などの所有権移転に法的問題のある車両であった場合、契約解除として、出品者に車両が返還されない場合でも車両代金、実費を支払うものとします。
尚、法的に問題がある車両のクレーム期限は無期限とします(ペナルティの対象となります)。

《現在の3項》

- 3 本条項によって契約が解除された場合には、当該車両の出品者は落札者がこうむった一切の損害を賠償しなければならないものとし、アライAAは一切損害賠償の責を負わないものとします。



《改定後の3項》

- 3 本条項によって契約が解除された場合には、当該車両の出品者は落札者がこうむった一切の損害(販売利益は含まない)を賠償しなければならないものとし、アライAAは一切損害賠償の責を負わないものとします。

8. 《規約改定》 第十二章 (契約の解除) 第46条(通常の商品と契約解除)より1項、3項を改定

《現在の1項》

- 1 落札車両に前条以外の隠れたる瑕疵が存したとき、または、出品票の記載事項と成約車両の品質が重要な部分において相違するときは、落札者は4WAAでは開催日当日(含む)から日曜日を除く4日以内、VTAAでは開催日当日(含む)から日曜日を除く5日以内に限り、売買契約の解除または、売買代金減額の請求をすることができるものとします。



《改定後の1項》

- 1 落札車両に前条以外の隠れたる瑕疵が存したとき、または、出品票の記載事項と成約車両の品質が重要な部分において相違するときは、落札者は軽自動車・小型自動車・普通自動車の場合は、オークション開催日から日曜日を除く4日以内、中型以上のトラック・バス車両の場合は、5日以内に相違する内容をアライAAに申告をするとともに、アライAAが落札者からの申告内容を認めた場合に限り、売買契約の解除または、売買代金減額の請求をすることができるものとします。

《現在の3項》

- 3 上記契約解除に伴い、落札者は出品者に対して当該損害の賠償を請求するものとし、アライAAは一切損害賠償の責を負わないものとします。



《改定後の3項》

- 3 上記契約解除に伴い、落札者は出品者に対して当該損害(販売利益は含まない)の賠償を請求するものとし、アライAAは一切損害賠償の責を負わないものとします。

9. 《規約改定》 第十二章 (契約の解除) 第50条(解約)より1項(2)号を改定

《現在の1項(2)》

- (2) 落札価格が200万円以上の車両については、落札価格の3%(但し、100円未満は切り捨て)但し、小山会場にて開催されるバン・トラックオークション及びアライAA小山建機オークションにつきましては、以下の通りといたします。



《改定後の1項(2)》

- (2) 落札価格が200万円以上の車両については、落札価格の3%(但し、100円未満は切り捨て)但し、小山会場にて開催されるバン・トラックオークションにつきましては、以下の通りといたします。

10. 《規約改定》 第十一章の〔I〕 検査規程 第3条(出品車両規定)1項の改定

《現在の1項》

- 1 出品車両は以下の基準に適合した車両とします。但し、基準適合の判定はアライAAの裁定によるものとします(事故現状車両及び現状車両、瑕疵車両等は除きます)。
- (1) 車両に著しい欠陥等がないもの(商品価値、残存価値としてあるもの)。
 - (2) バッテリーでの始動が正常なこと。
 - (3) 燃料は最低10リットル以上の貯油であること(貯油がない時は3,000円のペナルティを科します)。
 - (4) 車両の室内及び荷台等にゴミ等が無いこと。
 - (5) スペアタイヤ・ジャッキ・ホイールレンチ等が付いていること。
 - (6) ナンバー付車両の場合は、車検まで翌月末以上有効期限のある車両で、自賠責保険証書付のものであること。
万が一自賠責保険証書のない車両が出品され、成約した場合は出品票記載の有無にかかわらず出品者側にて加入するものとします。
 - (7) 未登録車両を出品する場合は、国内での登録ができる車両とします。また、登録する際に必要な費用については落札者が負担するものとします。
 - (8) ガス漏れ、オイル漏れ等の火災の危険性のないこと。
 - (9) 出品車両は、ユーザー保護及びトラブル防止の観点から、自社名義での出品を原則とします。
 - (10) ラジコン、リモコン、ナビロム等の部品及び車両出品時における社外品等の取外しの容易な部品等は書類と共に事務局に提出するものとします。
 - (11) 車検の有効期限内にある普通車を出品する場合は、ナンバープレートおよび封印が付いていることとします。また、車検の有効期限内にある軽自動車をナンバーの無い状態で出品する場合は、その理由を出品者は出品票に申告したうえで車両の出品をすることを義務とします。

(12) 営業ナンバーでの出品は不可とします。



《改定後の1項》

1 出品車両は以下の基準に適合した車両とします。但し、基準適合の判定はアライAAの裁定によるものとします(事故現状車両及び現状車両、瑕疵車両等は除きます)。

- (1) 車両に著しい欠陥等がないもの(商品価値、残存価値としてあるもの)。
- (2) バッテリーでの始動が正常なこと。
- (3) 自走できること。
- (4) 燃料は最低10リットル以上の貯油であること(貯油がない時は3,000円のペナルティを科します)。
- (5) 車両の室内及び荷台等にゴミ等が無いこと。
- (6) スペアタイヤ・ジャッキ・ホイールレンチ等が付いていること。
- (7) ナンバー付車両の場合は、車検まで翌月末以上有効期限のある車両で、自賠責保険証書付のものであること。

万が一自賠責保険証書のない車両が出品され、成約した場合は出品票記載の有無にかかわらず出品者側にて加入するものとします。

- (8) 未登録車両を出品する場合は、国内での登録ができる車両とします。また、登録する際に必要な費用については落札者が負担するものとします。
- (9) 予備検査付きで車両を出品する場合は、自動車予備検査証の有効期限を明記すること。
- (10) 職権打刻による予備検査をつけた車両を出品する場合は、その旨を明記するとともに、自動車予備検査証の有効期限が翌月末以上あるものとします。
- (11) ガス漏れ、オイル漏れ等の火災の危険性のないこと。
- (12) 出品車両は、ユーザー保護及びトラブル防止の観点から、自社名義での出品を原則とします。
- (13) ラジコン、リモコン、ナビロム等の部品及び車両出品時における社外品等の取外しの容易な部品等は書類と共に事務局に提出するものとします。
- (14) 車検の有効期限内にある普通車を出品する場合は、ナンバープレートおよび封印が付いていることとします。また、車検の有効期限内にある軽自動車をナンバーの無い状態で出品する場合は、その理由を出品者は出品票に申告したうえで車両の出品をすることを義務とします。
- (15) 営業ナンバーでの出品は不可とします。

11. 《規約改定》 第十一章の【I】 検査規程 第3条(出品車両規定)7項～17項を改定

《現在の7項～17項》

- 7 危険物運送車両等の特殊車両、3トン吊り以上のクレーン車等を出品する場合は別途、必要書類の有無の明記を必要とします。
- 8 特殊燃料(LPG・CNG等)を使用する車両の出品は、燃料の残量が十分な状態での出品を義務とします。但し、燃料切れの場合には、アライAA判断において、クレームとする場合があります。また、燃料タンクの容器証明書類等の有無の明記を必要とします。尚、期限切れは書類無しとみなします。

- 9 車両の走行距離数を記載する場合はキロメートル(km)での記載を基本とします。マイル表示のみの車両は走行表示マイルに1.61倍をしたキロメートル(km)に換算をし記載、出品をするものとします。
- 10 走行不明及びメーター改ざん車両として出品する場合は、走行不明及び改ざん内容を明記したうえで出品することを基本とします。
- 11 書類等で確認できるメーター改ざん車の出品に関しては、書類等で確認できる過去の最長距離数の記載を必要とします。
- 12 アライAAでは、建設機械・産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)に出品する出品物を、以下の区分に分け運営を行います。
- ・「機械」として区分するものは、出品された品物自体で稼働(作動)することができるもの(発電機・コンプレッサー等)。
 - ・「物品(パーツ)」として区分するものは、出品された品物自体では稼働(作動)することができないもの(エンジン・ミッション・アタッチメント等)。また輸送上、転倒や油脂類が漏洩する等の危険性がある物品を出品する場合は、予め、予防策を施してから出品をしなければならないものとします。
- 13 建設機械・産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)に関する出品の基本を、以下のとおりとします。
- (1) 機械・物品を出品する際には、綿密に品質を確認するとともに、仕様、瑕疵の程度等を誠実に申告すること。
 - (2) 出品する全ての機械・物品について、製造番号あるいは車体番号が打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できること(建機用アタッチメント、製造時から番号の無いものは除く)。
 - *陸運支局管轄のナンバープレート付き車両(機械)については、打刻による車体番号の確認ができるものとします。
 - *製造番号とは、各出品機械・物品の製造番号のこと。
 - *エンジン等の部品番号は製造番号とはしない。
 - (3) 機械・物品(パーツ)の製造番号または車体番号は、正規な番号のものであり、改ざん等がないこと。
 - (4) 出品前に盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっていないことを確認していること。
 - (5) 出品する機械・物品については、出品者(出品店)が完全な所有権を有していること。
 - (6) 所轄官庁発行の登録ナンバー(役所ナンバー)付の場合は、所定の手続きにて返納し、登録を抹消して出品とすること。
 - (7) 出品者は、成約した全ての機械・物品について、第九章 書類 第32条(譲渡書類)1項(15)号で定める書類を当該アライAAに提出すること。
- 14 建設機械・産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)の出品について、下記内容に該当する場合には、出品できないものとします。また記載内容に該当しない場合でもアライAAの判断により出品ができない場合があります。
- (1) 燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷い場合、またはアライAAが危険と判断した場合。
 - (2) 出品する機械が、正常に作動や走行ができない、あるいは大きな損傷や作業上重大な欠陥がある場合。
 - (3) 出品する機械の主要部品に欠品があり、正常な機能をなさない場合(カギ・バッテリー・燃料タンク等)。

- (4) 部品、装備品が取り外された(分解)状態の場合。但し、輸送都合で取り外しの必要性があると認められた場合は、この限りではないものとする。
 - (5) 機械に付随するアタッチメント等が作動不良のため、走行ができない場合。
 - (6) 建設機械用アタッチメントで、著しい割れや破損がある場合。
 - (7) 梱包されていて、中身の確認ができない場合。
 - (8) 製造番号、車体番号の確認が明確でないとアライAAが判断する場合。
 - (9) 盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中等による、正常な取引を行うことができない場合。
 - (10) セット品として出品する場合。但し、建設機械を出品する場合で、該当の機械用に付属としてアタッチメントがある場合は、セット品として出品を認めるものとします。
 - (11) バッテリー動力の機械で、充電が不十分な場合、またはアライAAが不十分と判断した場合。
- 15 アライAA小山建機オークションの出品については、下記のとおりとします。
- (1) アライAA小山建機オークションの出品は、本条 12 項から 14 項を基本とします。
 - (2) アライAA小山建機オークションに出品する機械が搬入時バッテリー上がりの場合は、査定並びに移動等の弊害となるため、アライAAが新品バッテリーに交換をいたします。尚、その際の交換費用をアライAAは出品者へ実費請求するものとします。
 - (3) アライAA小山建機オークションでは、機械が汚れたままの状態での出品された場合は、アライAAが洗車を行います。またその際には、洗車費用としてアライAA小山建設機械オークション手数料の出品料と同額を出品者に請求するものとします。
 - (4) アライAA小山建機オークションでは、出品する全機械に対し、放射線量の規定値を「 0.3μ シーベルト/時間未満」と定めると共に、検査機関による放射線量の測定を実施します。また測定の結果、規定値を超えた機械については、出品を認めないものとします。
 - (5) 本項(4)号における測定検査結果については、測定箇所や経過時間により変化が生ずる可能性もあることより、アライAA小山建機オークションでは、測定結果及び輸入国側の数値基準に対し、一切の責任を負わないものとします。
 - (6) アライAA小山建機オークションでは、出品機が海外使用機の場合、またはアライAA判断により海外使用機の疑いがある機械に関しては出品を認めないものとします。
- 16 建設機械・産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)に関する出品規定並びに運営は、アライAA各会場毎に定めるものとし、その詳細をアライAAホームページ内、各会場「出品規定内」に掲載するものとします。
- 17 アライAA検査規定では、出品車両を以下に区分するものとします。

車両区分

小型	軽自動車・小型自動車・普通自動車 積載量0.75t未満
中型Ⅰ	積載量0.75t以上4t未満のトラック フレーム付バン 1ナンバー車(4tベース車除く)
中型Ⅱ	積載量4t以上～5t未満(車両総重量8t未満・4tベース車含む) バス(乗車定員11人以上30人未満・バン、特殊車両等)
大型	積載5t以上(車両総重量8t以上) 大型バス(乗車定員30人以上)
特大	ラフタークレーン(20t吊り以上のもの)・クローラクレーン (クレーンが組立式のもの)・重ダンプトラック
産業機械 建設機械 現 状	



《改定後の7項～17項》

- 7 特殊燃料(LPG・CNG等)を使用する車両の出品は、燃料の残量が十分な状態での出品を義務とします。尚、燃料切れの場合には、アライAA判断においてクレームとする場合があります。
- 8 車両の走行距離数を記載する場合はキロメートル(km)での記載を基本とします。マイル表示のみの車両は、走行表示マイルに1.61倍をしたキロメートル(km)に換算をして記載し出品するものとします。
- 9 走行不明及びメーター改ざん車両として出品する場合は、走行不明及び改ざん内容を明記したうえで出品することを基本とします。
- 10 書類等で確認できるメーター改ざん車の出品に関しては、書類等で確認できる過去の最長距離数の記載を必要とします。
- 11 アライAAでは、建設機械・産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械「以下、産業機械」と称します。)に関する運営をアライAA各会場毎に定めるものとし、その詳細をアライAAホームページ内、各会場「出品規定」に掲載するものとします。
- 12 アライAAでは、建設機械・産業機械に於ける出品物を下記内容にて区分致します。
 - ・「機械」として区分するものは、出品された品物自体で稼働(作動)することができるもの(発電機・コンプレッサー等)。
 - ・「物品(パーツ)、(以下、物品と称します。)」として区分するものは、出品された品物自体では稼働(作動)することができないもの(エンジン・ミッション・アタッチメント等)。
- 13 建設機械・産業機械に関する出品の基本を以下のとおりとします。
 - (1) 機械・物品を出品する際には、綿密に品質を確認するとともに、仕様、瑕疵の程度等を誠実に申告すること。
 - (2) 出品する全ての機械・物品について、製造番号あるいは車体番号が打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できること(建機用アタッチメント、製造時から番号の無いものは除く)。
 - *陸運支局管轄のナンバープレート付き車両(機械)については、打刻による車体番号の確認ができるものとします。
 - *製造番号とは、各出品機械・物品の製造番号のこと。
 - *エンジン等の部品番号は製造番号とはしない。
 - (3) 機械・物品の製造番号または車体番号は、正規な番号のものであり、改ざん等がないこと。

- (4) 出品前に盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっていないことを確認していること。
 - (5) 出品する機械・物品については、出品者が完全な所有権を有していること。
 - (6) 所轄官庁発行の登録ナンバー(役所ナンバー)付の場合は、所定の手続きにて返納し、登録を抹消して出品とすること。
 - (7) 出品者は、成約した全ての機械・物品について、第九章 書類 第32条(譲渡書類)1項(15)号で定める書類を当該アライAAに提出すること。
 - (8) 輸送上、転倒や油脂類が漏洩する等の危険性がある機械・物品を出品する場合は、予め予防策を施してから出品をしなければならないものとします。
- 14 建設機械・産業機械の出品について、下記内容に該当する場合は出品できないものとします。
また記載内容に該当しない場合でもアライAAの判断により出品ができない場合があります。
- (1) 燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷い場合、またはアライAAが危険と判断した場合。
 - (2) 出品する機械が、正常に作動や走行ができない、あるいは大きな損傷や作業上重大な欠陥がある場合。
 - (3) 出品する機械の主要部品に欠品があり、正常な機能をなさない場合(カギ・バッテリー・燃料タンク等)。
 - (4) 部品、装備品が取り外された(分解)状態の場合。但し、輸送都合で取り外しの必要性があるとアライAA認めた場合は、この限りではないものとする。
 - (5) 機械に付随するアタッチメント等が作動不良のため、走行ができない場合。
 - (6) 建設機械用アタッチメントで、著しい割れや破損がある場合。
 - (7) 梱包されていて、中身の確認ができない場合。
 - (8) 製造番号、車体番号の確認が明確でないとアライAAが判断する場合。
 - (9) 盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中等による、正常な取引を行うことができない場合。
 - (10) セット品として出品する場合。但し、建設機械を出品する場合で、該当の機械用に付属としてアタッチメントがある場合は、セット品として出品を認めるものとします。
 - (11) バッテリー動力の機械で、充電が不十分な場合、またはアライAAが不十分と判断した場合。
- 15 アライAA検査規定では、出品車両を以下に区分するものとします。

車両区分

小型	軽自動車・小型自動車・普通自動車 積載量0.75t未満
中型Ⅰ	積載量0.75t以上4t未満のトラック フレーム付バン 1ナンバー車(4tベース車除く)
中型Ⅱ	積載量4t以上～5t未満(車両総重量8t未満・4tベース車含む) バス(乗車定員11人以上30人未満・バン、特殊車両等)
大型	積載5t以上(車両総重量8t以上) 大型バス(乗車定員30人以上)
特大	ラフタークレーン(20t吊り以上のもの)・クローラクレーン (クレーンが組立式のもの)・重ダンプトラック
産業機械 建設機械 現 状	

12. <規約改定> 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準)の改定及び 39 項以降の改定

<現在の内容>

クレーム及びトラブルの対象事項は以下のとおりとし、クレームの処理は出品車両相応の価格値引・中古部品供給をもって解決することを基本とします(この場合の中古部品とは成約車両の相応の部品とします)。但し、当該車の欠陥または違法部分等を落札以前に知り、これを承知し、落札されたものはクレーム対象外とし、アライAAの判断で当該会員に対し取引制限を行う場合があります。



<改定後の内容>

クレーム及びトラブルの対象事項は以下のとおりとし、クレームの処理は出品車両相応の価格値引・部品供給をもって解決することを基本とします。但し、価格値引・部品供給による解決ができなかった場合は、売買契約の解除をもって解決するものとします。また、部品の供給については、中古部品の供給を基本とし、価格値引をする場合は、成約車両の価格をもとにアライAAが決定をします。

但し、当該車の欠陥または違法部分等を落札以前に知り、これを承知し、落札されたものはクレーム対象外とし、アライAAの判断で当該会員に対し取引制限を行う場合があります。

<現在の 39 項以降>

39 建設機械及び産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)のクレームについては、以下の基準にて処理を行うものとします。

(1) 年式、製造年月、製造番号、車体番号、その他、譲渡書類により出品票との相違が確認できる事項についての違い。

・当該オークションより書類発送後 10 日間(日曜、祭日を含む)以内とし、期間最終日の 17 時までを受付とします。

(2) 走行距離及び稼働時間

・走行距離及び稼働時間については参考目安とするもので、実際の走行距離・稼働時間との間に相違があった場合であっても非クレーム対象として扱います(以下「走行不明・稼働時間不明扱い」といいます。)が、改ざん歴が発覚した場合にはクレームの対象とします。

クレーム期間については、オークション開催日を含む 13 日間以内(日曜日は除く)とし、期間最終日の 17 時までを受付とします。また、クレーム処理にてキャンセルとする場合は、ペナルティー 50,000 円+実費を出品者は支払うものとします。

(3) 「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」に於ける記載内容に違反する場合。

・第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程、第4条(違法車処理基準)2 項に準じ処理を行うものとします。

(4) 機械として区分する出品物

・オークション開催日を含む 5 日間(日曜日は除く)以内とし、期間最終日の 17 時までを受付けとします。

(5) 物品(パーツ)として区分する出品物

・非クレーム対象とします。但し、クレーン単体及びクレーン単体に付属となるリモコン・ラジコン(後日送付の場合も含む)については、オークション開催日を含む 13 日間(日曜日は除く)とし、期間最終日の 17 時までを受付とします。なお、本項(1)号から(3)号に関する項目は、各号のとおりとなります。

- (6) 第七章 出品 第27条(出品の申込み)1項及び第十一章の〔I〕検査規程、第2条(出品者義務)1項に該当するとアライAAが判断する場合は、クレームの対象として処理を行うものとします。
- 40 アライAA小山建機オークションでのクレームについては、本条39項にかかわらず、原則、非クレーム対象とします。但し、下記項目については、クレームの対象として処理を行うものとします。
- (1) 出品申込みについての記載漏れ
・アライAA規約第七章出品第27条(出品の申込み)1項にてアライAA判断により該当すると見做した場合はクレーム対象とします。
- (2) 「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」に於ける記載内容に違反する場合
・第十一章の〔II〕裁定(クレーム)規程、第4条(違法車処理基準)2項に準じて処理を行うものとします。
- (3) 成約後の重大な瑕疵
・成約機が重大な瑕疵により自走不可とアライAAが判断した場合はクレーム対象とします。



《改定後の39項以降の内容》

- 39 建設機械及び産業機械のクレームについては、以下の基準にて処理を行うものとします。
- (1) 年式、製造年月、製造番号、車体番号、その他、譲渡書類により出品票との相違が確認できる事項についての違い。
・当該オークションより書類発送後10日間(日曜、祭日を含む)以内とし、期間最終日の17時までを受付とします。
- (2) 走行距離及び稼働時間
・走行距離及び稼働時間については参考目安とするもので、実際の走行距離・稼働時間との間に相違があった場合であっても非クレーム対象として扱います(以下「走行不明・稼働時間不明扱い」といいます。)が、改ざん歴が発覚した場合にはクレームの対象とします。
クレーム期間については、オークション開催日を含む13日間以内(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付とします。また、クレーム処理にてキャンセルとする場合は、ペナルティー50,000円+実費を出品者は支払うものとします。
- (3) 「誓約書兼販売証明書」に於ける記載内容に違反する場合。
・第十一章の〔II〕裁定(クレーム)規程、第4条(違法車処理基準)2項に準じ処理を行うものとします。
- (4) 機械として区分する出品物
・オークション開催日を含む5日間(日曜日は除く)以内とし、期間最終日の17時までを受付けとします。
- (5) 物品(パーツ)として区分する出品物
・非クレーム対象とします。但し、クレーン単体及びクレーン単体に付属となるリモコン・ラジコン(後日送付の場合も含む)については、オークション開催日を含む13日間(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付とします。また本項(1)号から(3)号に該当する場合は、クレームの対象と致します。
- (6) 第七章 出品 第27条(出品の申込み)1項及び第十一章の〔I〕検査規程、第2条(出品者義務)1項に該当するとアライAAが判断する場合は、クレームの対象として処理を行うものとします。
- 40 その他、出品規定、検査規定等に定めた事項にそぐわぬ品質状況があったもの。

13. 《規約改定》 第十一章の〔II〕裁定(クレーム)規定 第4条(違法車両処理基準)3項の改定

《現在の3項》

- 3 走行距離数の違法車両に関する処理基準は以下に定めます。また、開催当日の走行距離に関する訂正は、一切受付しないものとします。(但し、アライAA小山VT・アライAA小山建機オークションは除くものとします。)



《改定後の3項》

- 3 走行距離数の違法車両に関する処理基準を以下に定めます。また、オークション開催当日の走行距離に関する訂正は一切受付しないものとします。(アライAA小山バン・トラックオークションは除く)

14. 《規約改定》 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第5条(非クレーム対象)より12項,18項の改定、19項の削除及び19、20項を新たに新設

《現在の12項》

- 12 下記車両区分に記載する内容に該当する車両(ただし、セールスポイント等、記載事項の相違は対象)



《改定後の12項》

- 12 下記車両区分に記載する内容に該当する車両の機関・機構・電装系

《現在の18項》

- 18 建設機械及び産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)の出品物で、物品に区分される出品物(クレーン単体及びクレーン単体に付属するラジコン・リモコン(後日送付の場合も含む)は除く)は非クレームとします。

但し、走行距離及び稼働時間に改ざん歴が発覚した場合、「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」に記載の項目に違反する場合は、クレームの対象とします。

《改定後の18項》

- 18 建設機械及び産業機械の出品物で、物品に区分される出品物(クレーン単体及びクレーン単体に付属するラジコン・リモコン(後日送付の場合も含む)は除く)は非クレームとします。

但し、走行距離及び稼働時間に改ざん歴が発覚した場合、「誓約書兼販売証明書」に記載の項目に違反する場合は、クレームの対象とします。

《新設》

- 19 本条12、14、15項に該当する車両であっても、不具合により搬出ができないとアライAAが判断した場合は、クレームの対象とします。またこの場合のクレーム申立てにかかる費用(見積もり費用等)については落札者負担とします。
- 20 非クレーム対象の車両であっても、セールスポイント等、出品者による出品票の記載事項に相違がある場合においては、クレームの対象とします。

15. 《規約改定》 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)軽自動車・小型自動車・普通自動車より、内装枠⑤の改定

《現在の⑤》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
内装	⑤標準部品の欠品・外品(ネジ止め等固定装備されたもの)	—	4日	—	4日	*	—	部品支給を基本とし値引きの場合は相応額とする 左記事項は重要保安部品を除く



《改定後の⑤》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
内装	⑤標準部品の欠品・外品(ネジ止め等固定装備されたもの)	—	4日	—	4日	4日	—	部品支給を基本とし値引きの場合は相応額とする 左記事項は重要保安部品を除く

16. 《規約改定》 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則) 軽自動車・小型自動車・普通自動車より、誤記入枠⑭の改定

《現在の⑭》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	⑭乗車定員の書き間違い・申告もれ	書類発送後10日						キャンセル時ペナルティ30,000円+実費



《改定後の⑭》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	⑭乗車定員の書き間違い	書類発送後10日						キャンセル時ペナルティ30,000円+実費

17. 《規約改定》 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則) トラック専用細則事項より修復枠①備考の改訂及び③、④の新設

《現在の修復枠内容》

トラック専用 細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
修復	①修復歴の発覚	7日	7日	7日	—	7日	7日	商談でのキャンセル陸送費は折半とします
	②キャビン交換	7日	7日	7日	7日	7日	7日	



《改定後の修復枠内容》

トラック専用 細目事項

クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
	中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
①修復歴の発覚	7日	7日	7日	—	7日	7日	評価点1点の場合は除く
②キャビン交換	7日	7日	7日	7日	7日	7日	
③再検査による評価点1.5以上の誤差	5日	5日	5日	—	5日	5日	
④フレーム・クロスメンバーの亀裂・腐食穴	5日	5日	5日	5日	5日	5日	評価点 2点・1点・R1点は除く

18. 《規約改定》 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則) トラック専用 (特殊・特装)細則事項の改定

《現在》

- * 上物機能の状態については、正常に作動することが基本であり、正常に作動しないものについてはクレームになることがあります。
- * 危険物運送車両等の特殊車両、3トン吊り以上のクレーン車等を出品する場合は、別途必要書類の有無の明記を必要とします。有無の明記が無い場合や期限切れでの出品につきましては「書類無し」とみなします。また、クレーン検査証の有効期限が翌月末以内である場合の出品につきましても「書類無し」とみなします。
- * 特殊燃料(LPG、CNG等)を使用する車両を出品する場合は、燃料タンク使用に於ける容器証明書書類等の有無の明記を必要とします。有無の申告が無い場合や使用期限切れでの出品につきましては「書類無し」とみなします。

	クレーム期間	備考
○成約金額¥200,000以下の車両	—	基本的にノークレームとするが不具合大の場合にはアライAAの裁定により判断します。キャンセルペナルティの取り扱いは半額とします。
○ボディイ及び上物乗せ換え表示なし	5日(商談は除く)	上物の年式の古い場合 2年以上。低年式でも正常に機能すること、年式に関わらず作動部品が無いためテストが出来ない場合明記
○リモコン操作機能が有るもので表示	5日(商談は除く)	
○冷凍 冷蔵	5日(商談は除く)	冷凍車-5℃~-30℃(低温仕様) 冷凍冷蔵車-5℃~+25℃(中温仕様) 冷蔵車(畜冷式)
○バック車	5日(商談は除く)	回転ダンプ式排出・強制排出・プレス式積込
○クレーン車	5日(商談は除く)	ピン式を明記
○クレーン車3トン吊り以上	5日(商談は除く)	クレーン検査証 有効期限(必要書類についてのクレームは書類発送後10日以内)
○タンクローリー等	5日(商談は除く)	容器証明等明記(必要書類についてのクレームは書類発送後10日以内)
○ダンプ	5日(商談は除く)	土砂運搬廃止届、自重計適合証(必要書類についてのクレームは書類発送後10日以内)
○消防車	—	基本的に書類なし
○トラクター、トレーラー	—	トラクター積載表示は第5輪荷重を明記 トレーラーセット出品時 現車トラクターで引けるか 明記(必要書類についてのクレームは書類発送後10日以内)



《改定後》

- * 上物機能の状態については、正常に作動することが基本であり、正常に作動しないものについてはクレームになることがあります。
- * 危険物運送車両等の特殊車両、3トン吊り以上のクレーン車両等を書類有りとして出品する場合は、所轄官庁での移転登録手続きができる譲渡書類を提出するものとします。但し、3トン吊り以上のクレーン車両の場合は、クレーン検査証の有効期限が翌月末以上あるものとします。
- * 特殊燃料(LPG・CNG等)を使用する車両の、燃料タンク使用に於ける容器証明書類等を書類有りとして出品する場合は、燃料タンクは使用期限内であり、その旨を証明できるものとします(使用期限切れでの出品については、書類無しとみなします)。

		クレーム期間	備 考
特殊・特装	○ボディ及び上物乗せ換え表示なし	5日(商談は除く)	上物の年式が車両年式より2年以上古い場合
	○ダンプ	5日(商談は除く)	三転式等、特殊機構についての記載がない場合。土砂禁止についてのクレームは、書類発送後10日以内
	○トラクター、トレーラー	—	必要書類についてのクレームは、書類発送後10日以内

以上

